

吹田民主商工会

いんぷおめ〜しよん

吹田市川園町20-1
TEL (06) 63883-2211
FAX (06) 63882-8160
http://www.suita-minsyou.com
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

6月2日付で「収支内訳書」の督促状が送付されてきました。吹田民商では6月5日から4つのブロックごとに小集会を開催して収支内訳書の学習を行っています。この学習会は税務行政のあり方を学ぶ絶好の機会です。白色申告の方だけではなく、青色申告の方や法人会員の皆さんもご参加ください。1部では収支内訳書の狙いは何か、今年の特徴は何か、現在行われている調査の実態等を詳しく説明しています。2部では、5月31日の定期総会で採択された2014年度の吹田民商の運動方針を読み合わせて簡単な説明を行っています。収支内訳書の学習会は15日朝10時、17日夜7時から民商会館でも開催します。

督促状の特徴は「挑発的」で「強権的」

送付されてきた文書をお読みになりましたか？昨年までの文書は単なる「お願い」でしたが、今回の文書は「『提出がいただけない場合』は『調査を実施する』場合があると納税者を脅しています。これほど挑発的で強権的な文書を納税者に送付する意図は何でしょうか？この法律が施行されて約30年。提出しなかった納税者には何の不都合も不利益もありませんでした。見直された国税通則法にも何も記されていません。

この用紙の一番下に「この文書による行政指導の責任者は、表記の税務署長です。」という一文が記されています。これは行政手続法に則った表記です。つまり、この文書が行政手続法を根拠に送付されていることを示しています。行政手続法は第32条で行政指導の一般原則を定めています。その内容は「行政指導は（納税者の）任意の協力により実現されるものであり、これに従わないことを理由に不利益な扱いをしてはならない」というものです。税務署はこの原則を知っているながら、わざと？この表現を使用しています。

見直し国税通則法の下での税務調査の実態

事前通知されたものの、全ての通知事項を通知されていないという税務調査が吹田で起きています。税務署員は「言った」と言い、納税者は「聞いていない」と言っています。事前通知は全項目言わなければ「違反」となります。電話ではなく、文書で通知すれば、このようなことが起きないのですが、税務署は文書通知すると言いません。納税者や職員にとっても迷惑なことです。収支内訳書の督促状や様々な「お尋ね」の文書は法的根拠がなく発送するのに、法的根拠を持った文書を税務署が発送しないのは問題です。事前通知は「税務署長等」が行うことが定められています。税務署は法律に従うべきです。

お買い物は地元の市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と市民！

収支内訳書返還行動のご案内

6月19日(木) 昼1時15分集合・開会1時30分
内本町コミュニティセンター
講演「税務行政、国民生活と日本国憲法」
講師 民商常務理事 西尾 栄一さん
集会終了後、税務署へ
「消費税増税反対」とデモ行進します。

〆 昼間の集会に参加できない方は 〷

6月19日(木) 夜7時00分集合・開会
会場は吹田民商会館 昼間と同じ内容で学習会を行います
* 寿町に障がい者施設を建設する募金の訴えをさせていただきます。ご協力をお願いします。

「若手経営者の会」(仮称) 発足の「案内

4月から消費税が8%に増税され、来年10月からは10%になるうとしています。アベノミクスの恩恵は大企業のみで、私たち中小業者は増税と資材の高騰等で苦しめられています。今の景気は「政治の問題」ですが政治の変化を待っているだけでは廃業させられてしまいます。自らの経営力を磨き、生き残っているだけの力をつける必要があります。民商の最大の強みは「異業種」です。仲間どうし学び交流して、自らを鍛えていきましょう。

第1回例会

日時 7月3日(木) 夜7時00分(時間厳守)
会場 吹田民商会館
例会の内容 ① 事業計画書に沿った事業展開の報告
② 私の営業活動
参加者の年齢 20歳代〜50歳代なかば
参加費 500円から1000円の実費
参加の申込 6月30日までに
電話かFAXで事務局まで

* 当日は名刺や貴社のチラシ等をご持参ください。

「よここで祭」への出店者10名を募集

今年の祭りは9月14日(日)です。毎年3万人から5万人もの市民が参加されます。その業者広場に自社の商品を販売したい方、技術等を紹介したい方を募集しています。募集者は10名です。テント代金の半額5000円程度)を補助します。条件は①祭の趣旨に沿った出店であること②出店者交流会に参加できること③祭の成功のための取組に協力することの3点です。10名になり次第締め切ります。希望される方は事務局までご連絡ください。